

中小企業・小規模事業者・
創業者・地域のための

総合支援事典



公益財団法人
北海道中小企業総合支援センター

中小企業・小規模事業者・創業者への 支援スキーム

STEP 1 総合相談

P.3参照

中小企業・小規模事業者や創業者の経営上の様々な相談に対応します。

札幌本部

経営相談窓口

- 創業や経営、事業承継に関する様々な相談
- インターネット経営相談

よろず支援拠点

- 創業や販路拡大、経営改善等に関する様々な相談

6次産業化サポートセンター

- 農林漁業者等の6次産業化に関する様々な相談

専門相談窓口

- 取引
- 特許
- 金融
- 会社法等
- 人材



- 取引に関する様々な相談
- 知的財産等に関する相談
- 融資等に関連する金融相談
- 会社登記、契約書の作成、会社法に関する相談
- 人材の採用・活用に関する様々な相談

道南・十勝・釧根・道北・ 日胆・オホーツクの各支部

※各支部による支援地域拠点を設置

STEP 2 支援メニュー

中小企業診断士等の資格を有するスタッフによる
コーディネート

専門家活用

P.4参照

- 専門家派遣事業
- ミラサポ（中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業）
- コンサルタント等招へい支援事業
- 地域伴走型支援事業
- 特別診断指導
- 高度化事業診断（設備導入等促進診断事業）

創業

P.5参照

- 創業促進支援事業
- 地域課題解決型起業支援事業

事業承継

P.6参照

- 北のふるさと事業承継支援ファンド
- プッシュ型事業承継支援高度化事業

新製品・新技術開発

P.7参照

- 製品開発チャレンジ支援事業
- 市場対応型製品開発支援事業
- 市場対応型製品開発支援事業【特定産業分野】
- 市場対応型製品開発支援事業【特定産業分野：共同研究開発】
- 地域資源活用型事業化実現事業

マーケティング

P.8参照

- マーケティング支援事業
- 展示会等出展支援事業
- 取引あっせん
- 商談会（道内・道外）
- ビジネスマッチング支援事業
- ベンチャーシーズマッチング事業

北海道における中小企業・小規模事業者の中核的支援機関として各機関との連携を図り、国や北海道の中小企業・小規模事業者施策の実施を通じて、中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題の解決に向けた支援を行います。

また、道内6カ所に支部を設置しており、各支部に設けた「よろず支援地域拠点」と一体となって地域におけるきめ細やかな支援を行います。



設備導入・制度融資あっせん

P.9参照

- 小規模企業者等設備貸与事業
- 中小企業総合振興資金の融資あっせん

海外展開

P.10参照

- 中小企業等外国出願支援事業
- マーケティング支援事業

人材育成・人材確保

P.10参照

- 産業人材育成・確保支援事業【育成事業】
- 産業人材育成・確保支援事業【確保事業】
- 北海道6次産業化人材育成研修会
- 北海道プロフェッショナル人材センター

6次産業化

P.11参照

- 北海道6次産業化サポートセンター
- 北海道6次産業化人材育成研修会
- 北洋6次産業化応援ファンド

情報提供・その他

P.12参照

- 支援制度ナビ
- 支援制度ガイドブック
- メールマガジン
- 会員制度



STEP 3 支援による主な効果

専門家活用

- 経営課題の解決

創業

- 創業の促進

事業承継

- 事業承継の円滑化

新製品・新技術開発

- 新分野・新市場への進出

マーケティング

- 市場の開拓

設備導入

- 生産能力の強化

制度融資あっせん

- 資金の確保

海外展開

- 海外競争力の強化
- 海外販路の開拓

人材育成・人材確保

- 従業員等のスキルアップ
- プロフェッショナル人材の確保

6次産業化

- 地域資源の高付加価値化

情報提供

- 経営等に必要情報の提供

中小企業・小規模事業者の
経営基盤の強化

地域の活性化



総合相談

経営相談窓口

経営相談 ● 中小企業診断士等のスタッフが創業や経営、事業承継に関する様々な相談に対応します。

開設日時 月曜日～金曜日 9:00～17:30

上記に関するお問い合わせは

経営支援部 TEL.011-232-2407
道南支部 TEL.0138-82-9089
十勝支部 TEL.0155-67-4515
釧根支部 TEL.0154-64-5563

道北支部 TEL.0166-68-2750
日胆支部 TEL.0143-47-6410
オホーツク支部 TEL.0157-31-1123

インターネット経営相談

● インターネットにより、企業経営に関する相談を随時受け付けています。(夜間及び土・日・祝日は翌営業日以降の対応となります。)

上記に関するお問い合わせは

経営支援部 TEL.011-232-2407(経営相談窓口) https://www.hsc.or.jp/internet_contact/

北海道よろず支援拠点

● チーフコーディネーター及び各専門分野のコーディネーターが、創業や販路拡大、経営改善等に関する様々な相談に応じ、課題解決に向けて継続した支援を行います。

開設日時 札幌本部:月曜日～金曜日 9:00～17:30 地域拠点(センター各支部):毎週火曜日 9:00～17:30

上記に関するお問い合わせは

経営相談窓口問い合わせ先と同じ

北海道6次産業化サポートセンター

● 農林漁業者等の6次産業化に関する様々な相談にお応えします。詳しくはP.11をご覧ください。

上記に関するお問い合わせは

札幌本部 TEL.011-200-0013 支部は上記経営相談と同じ <https://www.h6sc.net/>

専門相談窓口

取引に関する相談

● 下請かけこみ寺相談員が、取引上の悩みや裁判外紛争解決手続(ADR)による調停手続きに関する相談等に対応します。

開設日時 毎週火～金曜日 9:00～17:30

上記に関するお問い合わせは

企業振興部取引支援G TEL.011-232-2408(下請かけこみ寺相談窓口)

特許に関する相談

● 「INPIT北海道知財総合支援窓口」((一社)北海道発明協会)の窓口支援担当者が特許の取得、研究機関・大学等が所有する特許の利用・移転等に関する相談に対応します。

開設日時 毎週月・火曜日 13:00～16:00(火曜日の相談は要予約)

金融に関する相談

● 北海道信用保証協会の職員が、金融に関する相談に対応します。

開設日時 毎月第1木曜日 10:00～16:00

会社法等に関する相談

● 司法書士会所属の司法書士が、会社法に関する相談、会社登記・契約書の作成などに関する相談に対応します。

開設日時 毎月第2木曜日 13:00～16:00

人材に関する相談(北海道プロフェッショナル人材センター)

● マネジメントや販路拡大、生産性向上等の職務経験を持ち、企業の成長戦略を具現化していく人材(プロフェッショナル人材)の活用に関する相談等に対応します。詳しくはP.10をご覧ください。

上記に関するお問い合わせは

経営支援部経営支援G TEL.011-232-2402

専門家活用

専門家派遣事業

●中小企業者等が抱える様々な経営課題に対し、道内の経験豊富な専門家を派遣し、その解決を図る指導助言を行います。年間3回まで無料で派遣します。

申込方法 当センターにお問い合わせください。

- 支援事例**
- ①業務の効率化に向けた社内ネットワーク構築の指導・助言
 - ②ターゲットの絞り込みと集客力向上に向けた宿泊業の事業戦略の指導・助言
 - ③専門家・試験研究機関との連携による理美容機器開発の技術指導・助言

ミラサポ (中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業)

●中小企業者等が抱える様々な経営課題に対し、「ミラサポ (<https://www.mirasapo.jp/>)」に登録された経験豊富な専門家 (2019年3月時点の登録者数全国で約8,800名) を派遣し、その解決を図る指導助言を行います。年間3回まで無料で派遣します。

申込方法 当センターをはじめ地域プラットフォームに属する支援機関やよろず支援拠点にお問い合わせください。

上記に関するお問い合わせは

経営支援部経営支援G TEL.011-232-2402

コンサルタント等招へい支援事業

●新分野・新市場への進出等のために行う技術開発や生産管理、マーケティングなどのコンサルタント等の招へいに要する経費の一部を補助します。

対象者 道内の中小企業者等

対象経費 往復の交通費、滞在費、コンサルタント料

補助率 対象経費の1/2以内

限度額 100万円

上記に関するお問い合わせは

企業振興部助成支援G TEL.011-232-2403

地域伴走型支援事業

●新たな事業活動にチャレンジしようとする中小企業者に対し、地域の支援機関等と連携し、必要に応じて専門家等の協力を得ながら、伴走型支援を行います。

特別診断指導

●行政機関、商工団体、企業、第3セクターなどの要請に応じて、地域振興計画の作成支援や経営診断及び経営計画の策定支援などを有料で行います。

指導実績

○経営診断

- ・観光施設 (第3セクター) 経営診断
- ・乳製品加工施設 (第3セクター) 生産管理診断
- ・食肉加工施設 (第3セクター) 経営診断
- ・公共環境施設 (町) 資金計画診断
- ・宿泊施設 (共済組合) 経営診断
- ・木材加工施設経営革新診断 等

○計画策定

- ・観光地区整備構想策定
- ・商店街振興計画策定
- ・観光施設整備構想策定
- ・中心市街地再生ビジョン策定 等

高度化事業診断 (設備導入等促進診断事業)

●高度化事業は、中小企業者等が共同して経営体質改善や環境変化への対応を図るために行う集団化や集積整備等の事業です。これら高度化事業の実施にあたって、当センターが北海道と連携し、診断助言を行います。

上記に関するお問い合わせは

経営支援部経営支援G TEL.011-232-2402

創業

創業

創業促進支援事業

- 道内に主たる事業所を設けて新規に事業を開始する取組に要する経費の一部を助成します。

対象者 道内の創業者(道内で1年以内に新規に事業を開始する予定の方又は前年度以降に創業した中小企業者)

対象経費 原材料費、外注加工費、試験依頼費、出展料、展示工事費、職員旅費、輸送費、広告宣伝費等

助成率 対象経費の1/2以内

限度額 100万円

地域課題解決型起業支援事業

- 北海道が地域再生計画に定める地域活性化関連、まちづくりの推進、子育て支援、社会福祉関連、買い物弱者支援等の社会的事業の分野において、地域課題の解決に資するために道内で新たに起業する者に対して、起業に必要な経費の一部を補助するとともに、事業立ち上げ等に関する伴走支援を実施する。

対象者 道内で新たに起業する者
(※)事業を営んでいない個人であって、起業支援金の支給対象者の募集を開始した日以降、補助事業の実施期間完了日までに、道内において個人事業の開業又は会社若しくは企業組合の設立若しくは特定非営利活動法人の設立を行い、その代表者となる者

補助上限額 200万円

補助率 対象経費の1/2以内

補助対象経費 人件費、店舗等借料、設備費、原材料費、借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、マーケティング調査費、広報費、その他知事が必要と認める経費
※人件費については、交付決定を受けた事業に直接従事する従業員に対して支払う給与・賃金に限り、代表者や役員等の人件費を除く。

上記に関するお問い合わせは

企業振興部助成支援G TEL.011-232-2403

中小企業者・小規模企業者の定義

中小企業基本法では中小企業者の範囲と小規模企業者の定義を下表のように規定しています。

また、中小企業基本法の中小企業者の範囲は、個別の中小企業施策における基本的な政策対象の範囲を定めた「原則」であり、各法律や支援制度における「中小企業者」の定義と異なることがあります。

| 業種 | 中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと) | | 小規模企業者 |
|-------------------------|--------------------------|-----------------|-----------------|
| | 資本金の額又は 出資の総額 | 常時使用する 従業員の数 | 常時使用する 従業員の数 |
| ①製造業、建設業、 運輸業、その他の業種 | 3億円以下 | 300人以下 | 20人以下 |
| ②卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 | 5人以下 |
| ③サービス業 | 5,000万円以下 | 100人以下 | 5人以下 |
| ④小売業 | 5,000万円以下 | 50人以下 | 5人以下 |

事業承継

北のふるさと事業承継支援ファンド

- 当センターは、当ファンドの管理運営を行う無限責任組員として、出資者の北海道及び道内金融機関と連携して投資案件の発掘から投資実行までの業務を行うほか、投資先に対するモニタリング、事業計画実現に向けて経営に関するアドバイスや販路開拓等の支援を行います。

投資対象者 親族外経営者への事業承継（第二創業を含む）を行う小規模企業等で次の全てを満たすもの。

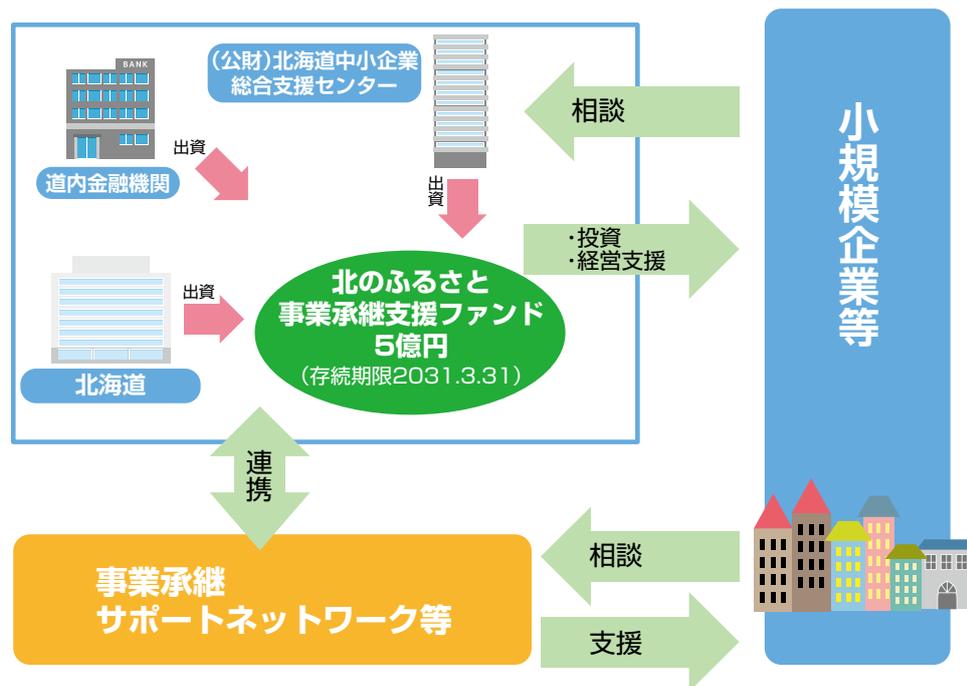
※第二創業：既に事業を営んでいる企業を後継者が引き継ぎ、業態転換や新事業・新分野に進出するもの。

- ①道内に本社を有し、道が道内6圏域に整備する「事業承継サポートネットワーク（自治体・商工団体・金融機関・産業支援機関等で構成）」の支援対象企業（法人）。
- ②市町村が策定する支援計画に基づいて地域の支援を受けられること。
- ③後継者の意欲はあっても、株式の買収資金に占める自己資金の割合が25%未満で、必要な融資を受けることができないこと。

（※）その他要件詳細はお問い合わせください。

投資上限額 1企業当たり3,000万円

ファンドイメージ図



上記に関するお問い合わせは

企業振興部金融支援G TEL.011-232-2404

プッシュ型事業承継支援高度化事業

- 事業承継診断の実施等により、早期かつ計画的な準備に対する経営者の「気付き」を促し、北海道事業承継コーディネーター等が相談や専門家派遣等の個別支援を行います。

申込方法 事前にご相談のうえ、専門家派遣申請書を提出していただきます。

派遣専門家 当センターに登録された事業承継アドバイザー（弁護士・税理士・中小企業診断士等）

派遣費用 無料 **派遣回数** 原則3回以内

上記に関するお問い合わせは

プッシュ型事業承継支援高度化事業担当 TEL.011-232-2012

新製品・新技術開発

新製品・新技術開発

製品開発チャレンジ支援事業

- 本格開発着手前の事業構想の実現に向けた事前検証・検査・分析に要する経費の一部を助成します。

対象者 道内の中小企業者等

対象経費 原材料費、外注加工費、試験依頼費、共同研究費

補助率 対象経費の1/2以内

限度額 50万円

市場対応型製品開発支援事業

- 新分野・新市場への進出等のために行う製品・サービスの開発及びこれに伴う市場調査又は道外展示会出展に要する経費の一部を補助します。

対象者 道内の中小企業者等

対象経費 原材料・副材料費、外注加工費、試験依頼費、出展料、展示工事費、職員旅費、輸送費、市場調査委託費ほか

補助率 対象経費の1/2以内

限度額 300万円(うち市場調査等に要する経費200万円)

市場対応型製品開発支援事業【特定産業分野】

- 新たに加工組立型工業の事業者との取引の拡大を目指す加工組立型工業若しくは基盤技術産業の中小企業者等又は新分野・新市場への進出等を目指す食関連産業等若しくは環境・エネルギー産業の中小企業者等が行う製品・サービスの開発及びこれに伴う市場調査又は道外展示会出展に要する経費の一部を補助します。

対象者 道内の中小企業者等

対象経費 原材料・副材料費、外注加工費、試験依頼費、出展料、展示工事費、職員旅費、輸送費、市場調査委託費ほか

補助率 対象経費の1/2以内

限度額 500万円(うち市場調査等に要する経費200万円)

市場対応型製品開発支援事業【特定産業分野：共同研究開発】

- 道内の中小企業者等を1/2以上とするグループが新分野・新市場への進出のために、大学等と連携して行う加工組立型工業、基盤技術産業、食関連産業等、環境・エネルギー産業に関する共同研究開発及びこれに伴う市場調査又は道外展示会出展に要する経費の一部を補助します。

対象者 道内の中小企業者等を2分の1以上とするグループ

対象経費 原材料・副材料費、外注加工費、試験依頼費、出展料、展示工事費、職員旅費、輸送費、市場調査委託費ほか

補助率 対象経費の1/2以内

限度額 500万円(うち市場調査等に要する経費200万円)

地域資源活用型事業化実現事業

- 道内の地域資源を活用した新商品・新サービスの開発から販路拡大までの事業化実現に向けた一連の取組に要する経費の一部を助成します。

対象者 道内の中小企業者等

対象経費 原材料費、外注加工費、デザイン開発費、試験依頼費、出展料等

補助率 対象経費の1/2以内

限度額 150万円

上記に関するお問い合わせは

企業振興部助成支援G TEL.011-232-2403

マーケティング

マーケティング支援事業

- 新分野・新市場への進出等を目指した製品・サービスの市場調査や道外の展示会への出展に係る経費の一部を補助します。

対象者 道内の中小企業者等

対象経費 市場調査の委託費、出展料、展示工事費、滞在費・交通費、パンフレット印刷費ほか

補助率 対象経費の1/2以内

限度額 100万円(国内実施)、200万円(国外実施)

上記に関するお問い合わせは

企業振興部助成支援G TEL.011-232-2403

展示会等出展支援事業

- 道内外で開催される展示会等に出展ブースを確保し、中小企業者等が保有する新技術・新製品等をPRすることにより、取引拡大を支援します。

出展予定 3展示会

取引あっせん

- 製造業やソフトウェア業を対象に、受注を希望する企業との取引あっせんを行います。

商談会(道内・道外)

- ものづくり産業を中心とする道内外の発注企業と道内受注企業との商談会を開催します。

対象分野 発注企業:鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送機械器具製造業、食料品製造業等

受注企業:機械加工、プレス・板金・製缶加工、鋳造加工、組立・メンテナンス等

開催予定 2019年7月4日(東京開催)、2019年10月16日(札幌開催)、2020年2月19日(帯広開催)

ビジネスマッチング支援事業

- 地域の食品メーカーの商品開発や取引拡大を支援するため、バイヤー・商社等との商談の場を提供します。

ベンチャーシーズマッチング事業

- ベンチャー企業や新事業展開を図ろうとする中小企業者等に対し、事業提携、販路拡大、資金調達等による事業展開のチャンスを広げるためのプレゼンテーションの場を提供します。

開催予定 2019年9月26日(札幌開催)

上記に関するお問い合わせは

企業振興部取引支援G TEL.011-232-2406

設備導入・制度融資あっせん

設備導入

小規模企業者等設備貸与事業

- 当センターが機械販売会社から機械設備を購入し、申込企業に分割払いで販売、またはリースいたします。
人手不足対策としての省力化投資、消費税率引上げを踏まえた設備投資にも対応できます。

対象者

- (1)道内で事業を営む企業(原則全業種対象)
※NPO、協同組合、社会福祉法人、医療法人等は対象となりません。また、風営法規制業種等対象外となる業種があります。
- (2)創業予定者(1か月以内に事業開始、2か月以内に法人設立の具体的な計画のある、事業を営んでいない個人)

従業員規模

- 従業員50人以下
※なお、従業員が21名以上(商業およびサービス業は6名以上)の場合、次の制限があります。
- (1)(借入制限)信用金庫、信用組合、日本政策金融公庫国民生活事業を除く金融機関からの借入金残高合計が4億2,000万円以下
- (2)(利益制限)直近3年間の経常利益が平均3,500万円以下
- (3)(株主制限)発行株式等の1/3超を大企業が単独所有していない

対象設備

- 生産、加工等に供する機械設備等で新品の設備
※なお、土地・建物等は対象とはなりません。また、管理上の問題等により対象外となる設備があります。

限度額

100万円～1億円

◇割賦

【割賦期間】法定耐用年数により3年～10年(措置期間1年以内含む)

※商工会・商工会議所を経由して申込の場合、基準とする耐用年数の2年延長可(10年上限)

【損料(利率)】

| | | |
|------|-------|--------|
| 割賦期間 | 3～5年 | 年利1.8% |
| 割賦期間 | 6～8年 | 年利1.9% |
| 割賦期間 | 9～10年 | 年利2.0% |

※一定条件に該当する企業には優遇金利(△0.3%)が適用となる場合があります。(割賦のみ)

◇リース

【リース期間】法定耐用年数に応じ、3年～10年の範囲で選択

【月額リース料率】

| | | | |
|---------|--------|----------|--------|
| リース期間3年 | 2.955% | リース期間7年 | 1.362% |
| リース期間4年 | 2.261% | リース期間8年 | 1.208% |
| リース期間5年 | 1.837% | リース期間9年 | 1.093% |
| リース期間6年 | 1.562% | リース期間10年 | 0.998% |

※当センター会員(P.12参照)には利子補給金制度があります。

制度融資あっせん

中小企業総合振興資金の融資あっせん

- 当センターの支援制度を利用する方を対象に、中小企業総合振興資金の融資あっせんに対応します。

開設日時

月曜日～金曜日 9:00～17:30

上記に関するお問い合わせは

企業振興部金融支援G TEL.011-232-2404

海外展開・人材育成・人材確保

海外展開

中小企業等外国出願支援事業

- 外国への特許出願等に要する経費の一部を補助します。

対象者 道内の中小企業者等

対象経費 外国特許庁への出願手数料、現地代理人費用、国内代理人費用、翻訳費用ほか

補助率 対象経費の1/2以内

限度額 (1)1企業に対する1事業年度内の補助金の総額 300万円

(2)1出願に対する1事業年度内の補助金の総額

(イ)特許出願 150万円

(ロ)実用新案出願、意匠出願又は商標出願(冒認対策商標出願は除く) 60万円

(ハ)冒認対策商標出願 30万円

マーケティング支援事業

- 詳しくはP.8をご覧ください。

人材育成・人材確保

産業人材育成・確保支援事業【育成事業】

- 新分野・新市場への進出等に資する従業員等の先進企業、研修機関、専門職大学院等への派遣に要する経費の一部を補助します。

対象者 道内の中小企業者等

対象経費 滞在費、往復の交通費、入学金、授業料

補助率 対象経費の1/2以内

限度額 50万円(1人当たり)

産業人材育成・確保支援事業【確保事業】

- 新分野・新市場への進出等に資する人材確保のため、テレワーク(情報通信技術を利用した就業場所や時間にとらわれない働き方)の導入に要する経費の一部を補助します。

対象者 道内の中小企業者等

対象経費 機器購入費、システム構築費、コンサルタント料

補助率 対象経費の1/2以内

限度額 60万円

上記に関するお問い合わせは

企業振興部助成支援G TEL.011-232-2403

北海道6次産業化人材育成研修会

- 詳しくはP.11をご覧ください。

上記に関するお問い合わせは

経営支援部経営支援G TEL.011-232-2402

北海道プロフェッショナル人材センター

- プロフェッショナル人材(※)の活用を希望する企業への相談に対応するほか、民間人材ビジネス事業者へ企業が求める人材ニーズの取次を行い、求職者とのマッチングを支援します。

(※)プロフェッショナル人材とは、マネジメントや販路拡大、生産性向上等の職務経験を持ち、企業の成長戦略を具現化していく人材をいう。

開設日時 月曜日～金曜日 9:00～17:30

上記に関するお問い合わせは

TEL.011-232-2002 <https://pro-jinzai-hokkaido.jp/>

6次産業化

6次産業化

北海道6次産業化サポートセンター

- 6次産業化企画推進員が農林漁業者等の6次産業化に関する様々な相談に応えるほか、六次産業化法・地産地消法に基づく「総合化事業計画」の認定に向けた計画づくりの支援や認定後のフォローアップを行います。また、相談内容等に応じて、無料で6次産業化プランナー派遣を行います。

開設日時 月曜日～金曜日 9:00～17:30

上記に関するお問い合わせは

札幌本部 TEL.011-200-0013 支部は経営相談(P.3)と同じ <https://www.h6sc.net/>

北海道6次産業化人材育成研修会

- 経営感覚をもって6次産業化の事業に取り組める人材を育成するため、経営、財務、マーケティング、HACCP等に必要な知見を得るための講義を行うとともに、販売インターン研修を実施します。

対象者 6次産業化に取り組んでいる、又は取り組もうとする農林漁業者等

上記に関するお問い合わせは

経営支援部経営支援G TEL.011-232-2402

北洋6次産業化応援ファンド

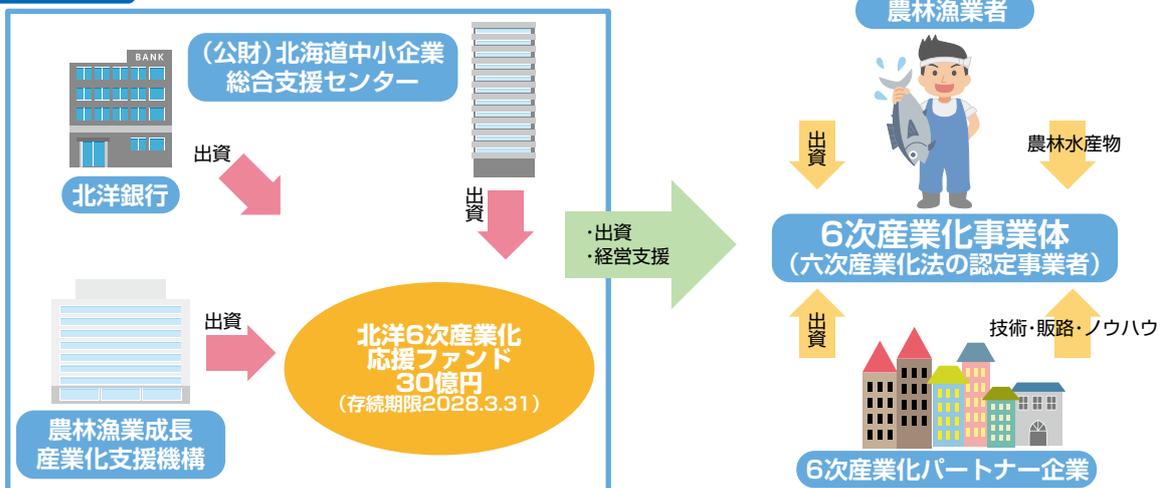
- 当センターは、当ファンドの管理運営を行う無限責任組合員として、出資者の北洋銀行、農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)と連携して投資案件の発掘から投資実行までの業務を行うほか、投資先に対するモニタリング、事業計画実現に向けて経営に関するアドバイスや販路開拓等の支援を行います。

出資対象者 ファンドの出資対象者は、以下の要件をすべて満たすことが必要です。

- ①農林漁業者と2次・3次産業の事業者(パートナー企業)が6次産業化事業に取り組み、共同で出資された事業者であること。(※1)。
- ②農林漁業者の主導性が確保されている(農林漁業者の議決権がパートナー企業出資分を超えている)事業者であること。(※2)。
- ③「六次産業化・地産地消法」(※3)に基づく総合化事業計画の認定を取得していること。
(※1) 農業生産を行っている法人は単体への出資も可能です。
(※2) 当ファンドの議決権のある株式への出資割合は、原則、対象事業者の議決権のある株式に出資された総額の50%を上限としています。
(※3) 「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」(平成22年法律第67号)

活用実績 ・道産ぶどうを使用したワインの製造・販売事業
・道産牛肉や野菜等を活用した焼肉レストラン等の運営事業

ファンドイメージ図



上記に関するお問い合わせは

企業振興部金融支援G TEL.011-232-2404

情報提供・その他

情報提供

支援制度ナビ (<https://www.hsc.or.jp/navi/>)

- 道内の創業者、中小企業者等が利用できる各種支援制度を「利用目的別」等で検索できます。

支援制度ガイドブック

- 道内の中小企業・小規模事業者が利用できる各種支援制度を目的別に取りまとめ、刊行しています。

メールマガジン (ご登録はこちら: <https://www.hsc.or.jp/magazine/>)

- 道内の中小企業者等にとって役立つ情報をメールマガジンで配信しています。

会員制度

会員制度

当センターは、様々な支援事業を実施するにあたり全道の市町村、経済団体、協同組合、企業及び個人の方々で構成されている会員のご協力によって支えられています。

会員制度に加入していただいた方には、次の支援サービスを実施しておりますので、ぜひご入会をご検討ください。

1 利子補給金制度

小規模企業者等設備貸与事業 (P.9参照) を利用した際の損料等の一部を補給します。

①利子補給率 年1% ②利子補給額 年間5万円以上100万円以内 ③利子補給期間 貸与初年度から3か年間

※利子補給金の額が年間予算に達した場合は、お申し込みを締め切ることがありますので、予めご承知おきください。

2 当センター主催「ほっかいどう受発注拡大商談会」参加料免除

3 会員の事業内容等の紹介

(1)センターホームページによるPR (2)センターメールマガジンによるPR

4 支援制度資料の配付

会費

年会費単位 1口15,000円

①一般会員(企業等) 1口以上

②団体等会員

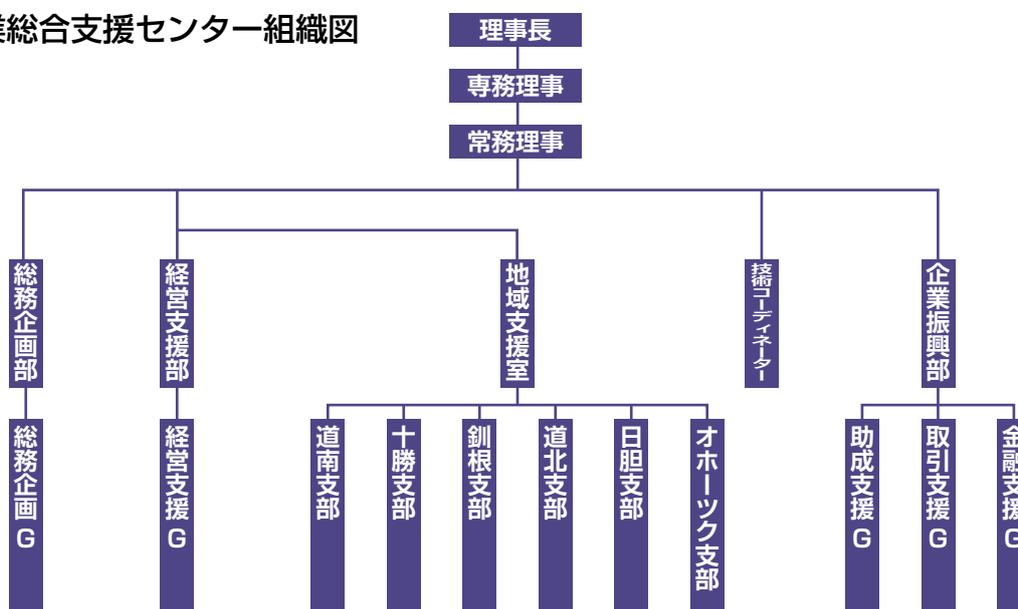
・公益法人等 2口以上 ・組合等 組合員数に応じた口数 ・その他の1口以上

③市町村会員 市町村の事業所数に応じた口数

上記に関するお問い合わせは

総務企画部総務企画G TEL.011-232-2001

北海道中小企業総合支援センター組織図





公益財団法人
北海道中小企業総合支援センター



- **所在地** 〒060-0001
札幌市中央区北1条西2丁目
経済センタービル9階
TEL011-232-2001
FAX011-232-2011
- **発足年月** 平成13年4月
- **代表者** 理事長 阿部 啓二
- **職員** 34名
- **URL** <https://www.hsc.or.jp>



道南支部

〒041-0801 函館市桔梗町379番地
北海道立工業技術センター内
TEL0138-82-9089 FAX0138-34-2601



十勝支部

〒080-0013 帯広市西3条南9丁目1番地
帯広商工会議所内
TEL・FAX0155-67-4515



釧根支部

〒085-0847 釧路市大町1丁目1番1号
釧路商工会議所内
TEL0154-64-5563



道北支部

〒078-8801 旭川市緑が丘東1条3丁目1番6号
旭川リサーチセンター内
TEL0166-68-2750 FAX0166-68-2828



日胆支部

〒050-0083 室蘭市東町4丁目28番1号
室蘭テクノセンター内
TEL0143-47-6410



オホーツク支部

〒090-0023 北見市北3条東1丁目2番地
北見商工会議所内
TEL0157-31-1123